



熊本県公報

第 1 2 4 6 9 号
平成 27 年 11 月 10 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録 (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定 (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 (//) 3
- 保安林の指定に関する予定 (//) 3
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 3
- 救急医療機関の認定 (//) 3
- 漁船保険義務加入同意の承認 (竜北町加入区) (団体支援課) 4
- 漁船保険義務加入同意の承認 (有明町加入区) (//) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい者支援課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (//) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (//) 5
- 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (//) 5
- 生活保護法に基づく指定施術機関の辞退 (//) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定 (障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定 (//) 6
- 保安林の指定 (森林保全課) 6

告 示

熊本県告示第 9 5 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ボンボン 合志市幾久富 1 1 2 3 - 5	N P O 法 人 N E X T E P 合志市野々島 2 4 6 1 - 2 島津 智之	平成 2 7 年 1 1 月 2 日	4352900163	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 9 6 0 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
------------	-------------	-------	-------	---------

医療法人滄溟会 熊本市北区植木 町正清字箱根崎 888番地	介護老人保健施 設 ケアビレッ ジ箱根崎 熊本市北区植木 町正清字箱根崎 888番地	431100254	平成27年1 0月30日	介護老人保 健施設
--	---	-----------	-----------------	--------------

熊本県告示第961号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ごらく	デイサービスセ ンター飯田山	上益城郡益城町 大字小池263 8番地1	平成27年 11月1日	通所介護

熊本県告示第962号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する
法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその
効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第
123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお
り指定したので、公示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ごらく	デイサービスセ ンター飯田山	上益城郡益城町 大字小池263 8番地1	平成27年 11月1日	介護予防通所 介護

熊本県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林
にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字三平落3811番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び
熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林
にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上永野町字白土3033番3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字上桑鶴58番・61番合併6・58番・61番合併13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第966号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字那良川1784番3、1784番4、1822番2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第967号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人菅村会大橋通クリニック	山鹿市大橋通703番地	平成27年10月30日から 平成30年10月29日まで

熊本県告示第968号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
-----	-------	---------

山都町包括医療センタ 一そよう病院	上益城郡山都町滝上47 6番地2	平成27年10月30日から 平成30年10月29日まで
----------------------	---------------------	--------------------------------

熊本県告示第969号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、竜北町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第970号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、有明町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第971号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービスおひさま 山鹿市方保田3 636-2	社会福祉法人はるか げ会 熊本市南区富合町古 閑994番地1 堀川 弥生	平成27年 11月10日	4350500130	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
久保田歯科医院	宇土市南段原町31-1	平成20年11月1日

熊本県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
久保田歯科医院	宇土市南段原町31-1	平成20年11月1日

熊本県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
園上 真一郎	仁真堂整骨院	菊池郡菊陽町津久礼 2509-5	平成27年9月1 6日
佐藤 勇輝	いぐさ整骨院	八代市鏡町内田52 5-2	平成27年9月1 8日
甲斐 誠司	甲斐整骨院山鹿院	山鹿市大橋通201 番地	平成27年7月2 9日
濱崎 研一郎	甲斐整骨院山鹿院	山鹿市大橋通201 番地	平成27年7月2 9日
坂田 義和	甲斐整骨院	合志市栄2127- 141	平成27年7月2 9日
甲斐 誠司	甲斐整骨院	合志市栄2127- 141	平成27年7月2 9日
濱崎 研一郎	甲斐整骨院	合志市栄2127- 141	平成27年7月2 9日

熊本県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
宮口 祥伍	整骨院元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成27年4月1 日
岡本 雄大	甲斐整骨院	合志市栄2127- 141	平成27年7月1 日
茂田 雄大	甲斐整骨院	合志市栄2127- 141	平成27年7月1 日

熊本県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	辞退年月日
岩崎 弘文	岩崎整骨院	人吉市駒井田町10 71-5	平成27年8月1 日

熊本県告示第977号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
桜 宇城市小川町南小川47 0-1	合同会社グロリア 宇城市小川町南小川47 0-1 塩崎 孝作	就労継続支援A型	平成27年1 1月1日

熊本県告示第978号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ささえあいの御船 上益城郡御船町大字豊秋 字吹上2021番	一般社団法人偕倅社 熊本市東区若葉3丁目1 5番8号 尾場瀬 輝雄	就労継続支援A型	平成27年 11月1日

熊本県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県水俣市石坂川字前田785番3（次の図に示す部分に限る。）、785番4、786番1
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）